

令和6年第10回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年10月24日（木） 開 会：14時00分 閉 会：14時27分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教	育	長	厚	東	和	彦
委		員	松	田	福	美
委		員	吉	本	妙	子
委		員	片	山	研	治
委		員	岡	寺	政	幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教	育	部	長	十	楽	さ	ゆ	り	
教	育	部	次	長	伊	上	慎	一	
教	育	政	策	課	長		〃		
生	涯	学	習	課	長	上	野	和	子
人	権	教	育	課	長	山	本	孝	二
学	校	教	育	課	長	稲	垣	宏	美
学	校	給	食	課	課	河	村	武	志
中	央	図	書	館	長	石	村	和	広
新	南	陽	総	合	出張所次長	中	村	勝	也
熊	毛	総	合	出張所次長	坂	本	和	也	
鹿	野	総	合	出張所次長	城		和	男	

5 会議の書記の職氏名

教	育	政	策	課	課	長	補	佐	大	竹	新	人
教	育	政	策	課	係	長			田	中	良	二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	議案第26号	令和7年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
3	議案第27号	周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第28号	動産の買入れについて（移動図書館車）

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただいまから令和6年第10回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、片山委員さんと吉本委員さんをお願いいたします。

2	令和7年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
---	----------------------------

教育長

続きまして、日程第2 議案第26号「令和7年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、議案第26号「令和7年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」の説明をいたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号に基づくものでございます。

このたび、山口県教育委員会から、令和7年度山口県公立小中学校教職員人事異動方針が示されましたので、周南市教育委員会においても、それに沿った令和7年度周南市立小・中学校人事異動内申方針を定めようとするものでございます。

昨年度からの変更点は特にございません。この内申に従って、周南市教育大綱の基本理念である、「子どもの夢に寄り添い 生き抜く力を育む 周南の教育」の実現に向けた取組を推進し、子どもたちの健やかな成長のために、学校の教育諸課題の解決を支援し、地域とともにある学校づくりを目指して、周南の教育の更なる充実に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。それではご質問がございましたら、お願いいたします。

片山委員

今年は変更点がありませんということでしたが、毎年こういう内申があるということでしょうか。

学校教育課長

はい、基本的には県の方針に従って市の内申を作っておりますが、まだ今年度については教育大綱も継続されますので、変更点なしとしております。ただ教育大綱が改訂されましたら、それを踏まえた内申の見直しを進めていくことになります。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

例年だと12月に提案される議題だと思いますが、この時期になった理由と、その影響について何かあれば教えてください。

学校教育課長

はい。この人事異動の動きにつきましては、繰り返しになりますが、県教委の動きに沿って市教委も動いてまいります。年々スケジュールが前倒しになっております。

その理由といたしましては、本年度末に退職される方の動向をある程度把握したうえで、ご承知のとおり教員の数足りない状況が生まれておりますので、異動の状況を確定するために、ある程度、全教職員に異動の希望調書を早くに出してもらいまして、それを踏まえた人事異動を全県で進めていくために、スケジュールが前倒しになっているところでございます。

本年度は昨年度よりもさらに早くなっております。スケジュールが前倒しになった影響でございますが、教職員も昨年度は、スケジュールが突然の前倒しとなったこともあり、まだ気持ちも固まっていないというところもあったかもしれませんが、今年度は、昨年度のことを踏まえて教職員も思いを整えているかと思います。

よって、昨年度ほど大きな影響はないと思っていますところです。

松田委員

今の件について、昨年度ここでの協議は12月でした。よって、実際に異動に関する調査が早まったという情報が、今回初めて正式に伝わってきた、と私は思っています。

もちろん現場は大変だったという話は聞いていましたが、市の人事異動内申方針がそれだけの意味を持つものであれば、適切な時期に情報提供が頂きたかったというのが一つと、それと教職員は慣れてきているという話ですが、年度末で退職予定の方は、そのことについて何らかの思いをお持ちだとは思いますが、現場の色々な年代の教員は、半年先を想定しても途中で色々なことが起こることが考えられるので、是非そのあたりの意思の疎通をお願いしたいと思います。

教員は異動について、希望を述べられるようにはなっていますが、それが良いとか悪いというのは別の話として、やはり、先生方の思いをしっかりと把握しながら進めていただけたらと思います。

若い先生たちにとって、半年後どうなっているのか、自分がどうしたらいいのか、現場で頑張っていこうという気持ちがあるときに、いわゆる行政的な都合で人事異動が進められていくということについて不安も感じられていると思いますので、そのあたりの対応もお願いいたします。

学校教育課長

委員のご指摘のとおり、若い先生方、異動の経験があまりない先生方にとっては、異動によって先々の自分のキャリアステージがどのように変わっていくのかというところが、十分にイメージすることが難しいのではないかと思います。

また、そのような世代の方がこれからますます増えてまいりますので、特に校長には、早い段階から教職員一人一人と、よくコミュニケーションを取って、先々の思いを聞いた上での人事異動の動きを作るように、改めてお願いしたいと思います。ありがとうございます。

教育長

それと、県の人事異動に関する動きが早まっていることに関する、それから人事に関するこの情報提供につきましては、今後精査させていただいて、早めに情報提供できればと思います。

また、教職員への指導については、今後人事異動の時だけではなく、あらゆる機会を捉えて、先々の事をどのように考えていくのかという啓発もしながら進めていけたらと思っておりますので、折に触れて学校に指導してまいりたいと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

岡寺委員

内申方針に関して、私も地域にいるときに先生は一つの学校に7年しかいられない、と聞いていますが、7年という年数の根拠は何かあるのでしょうか。

学校教育課長

はい、この7年という年数について明確な根拠を把握しているわけではありませんが、長い期間同じ学校に勤務することの良さもあれば、マンネリ化したり、人間関係が固定化してしまうということもありますので、7年くらいがある意味良い区切りだろうということで、県全体で7年と示されているところでございます。

岡寺委員

地域では、あの先生にはもうちょっといて欲しいとか、いろいろなタイミングで今この学校を離れられると地域としても困るなということもあるので。以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。それではご質問がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第26号を決定いたします。

3	周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------

教育長

続きまして、日程第3、議案第27号「周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

はい、議案書3ページをお願いいたします。議案第27号「周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」説明をいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会規則の制定または改廃に関することは教育委員会の権限とされていることから、お諮りするものでございます。

教育委員会会議の取り扱いについて、会議の公開と会議録の規定について、現状に合わせた内容とするほか、必要な改正を行うものです。改正の内容につきましては、5ページの新旧対照表により説明をいたします。

具体的には、第7条第2項について、表現を分かりやすくするため、資料の通り改めております。

また、第28条について、現状と異なっているため削り、第29条を第28条とし、第30条を第29条としております。

さらに、第31条を現状に合わせるためただし書きを加え、第31条を第30条とし、第32条を第31条としております。

目次第3章については、条の繰り上げにより第32条を削除しております。以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。それではご質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

この改正は自ら相違点を見つけられて変更されたのでしょうか、それともどこからか指摘があつて改正されるのでしょうか。

教育政策課

自らの変更でございます。

岡寺委員

わかりました。

吉本委員

このような規則は他にもたくさんあると思うのですが、定期的な見直しという作業は行われているのでしょうか。

教育政策課長

その都度今回のような形で、現状に合っていない箇所が出てくれば改正をしております。

吉本委員

規則はものすごく多いと思いますので、定期的な見直し作業というのはどこかで必要となるのではないかと思います、いかがでしょうか。

教育政策課長

委員のおっしゃる通りです。教育政策課において全体を見ながら進めたいと思います。

教育長

法律等が改正された時は、影響のあるものをその都度調べ、必要に応じて対応もしております。そのほかいかがでしょうか。

片山委員

今回の改正は現状に合わせてということでしたけども、業務をこうしたいということから規則などを変更していこうという流れもあり得るのでしょうか。

教育政策課

そのような流れもございます。

教育長

そのほかご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第27号を決定いたします。

4	動産の買入れについて（移動図書館車）
---	--------------------

教育長

では続きまして、日程第4、議案第28号「動産の買入れについて（移動図書館車）」を議題といたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

はい、議案第28号「動産の買入れについて（移動図書館車）」についてご説明いたします。議案書は6ページから9ページです。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるも

のでございます。

議案書 6 ページをお願いします。本契約は、現在運行している移動図書館車の更新を行うもので、9 月 1 2 日に条件付き一般競争入札による入札を行った結果、株式会社山産徳山営業所が 2 千 5 4 3 万 2 千円で落札し、9 月 2 5 日に仮契約を締結したところでございます。

8 ページおよび 9 ページに、この度購入する移動図書館車の概要、および入札の概要について記載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、それではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

片山委員

このたび落札されたのが、株式会社山産徳山営業所とのことですが、車両はどのメーカーになるのでしょうか。

中央図書館長

車両の大きさや排気量などの指定はしておりますが、特定のメーカーや車種は指定しておりませんので、これから決定いたします。

片山委員

そうすると、株式会社山産徳山営業所ではどこかのメーカーから車を購入して、それを改造するという段取りになるわけですね。

中央図書館長

はい。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

はい、これは納車がどのくらい先になるのでしょうか。

中央図書館長

まだ仮契約ですので、契約の承認を今回いただいて、議会に諮り、議会の承認後に本契約を締結し、それから着手となります。

吉本委員

そこからベース車両を購入し、車両の換装していくということですね。

中央図書館長

今のところ 1 1 か月程度を見込んでいるとは聞いておりますが、納期については少し余裕をもたせております。

松田委員

設備は新しくなるものがありますか。それとも従前と同じような形のものになりますか。

中央図書館長

基本仕様は同じですが、現行車と違う部分としては、車の中の棚と棚の距離を広く取っております。その関係で、書架の幅が取れなくなりますので、今は両開きとなっているところを次は片開きにします。

ただ、その分全長を伸ばしております。現在色々な所を巡回して、幅がギリギリのところもあり、車幅が広げられないため少し全長を長くして、3 千冊の図書を収容できるようにしていることと、

車いすの方でも乗り降りが出来るように、後ろの出入り口にリフトを付けるようにしております。

松田委員

はい、わかりました。

教育長

三千冊というのは変わらないのですね。

中央図書館長

はい、収容できる冊数については現行車と同じになります。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

吉本委員

車両自体は普通の車両になるのでしょうか、周南市はカーボンニュートラルをうたっていますので、水素車とか、価格が高いので難しいかもしれませんが。

中央図書館長

はい、申し訳ありませんが、現行車と同じ通常の車両となります。

吉本委員

そうすると夢も膨らむなど、ふと思いましたので。

教育長

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第28号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかにご質問はありますでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、以上をもちまして、令和6年第10回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 _____

吉 本 妙 子 委 員 _____